

## 令和2年度財務三基準判定

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

### I 収支相償の計算

第1段階(公益目的事業)

単位:千円

事業番号	経常収益計	経常費用計	特定費用積立	第1段階の判定
公1	17,256	18,769		<u>△1,513</u>
公2	3,412	4,798		<u>△1,386</u>
合計	20,668	23,567		<u>△2,899</u>

第2段階(公益目的事業会計全体)

単位:千円

事業番号	収入	費用	第1段階の判定
第1段階合計	20,668	23,567	△2,899
共通収益費用	3,905	809	3,096
みなし寄付金	1,855	—	1,855
合計	26,428	24,376	<u>2,052</u>

**結果** → 第1段階赤字、第2段階で剰余金が出るため不適合

### II 公益目的事業費率

公益目的事業費 24,376千円

法人全体の費用 47,524千円

公益目的事業費率	24,376千円 / 47,524千円 = <u>51.3%</u>
----------	------------------------------------

**結果** → 50%以上で適合 「みなし費用(電話相談員料)加算」でさらに比率アップ

### III 遊休財産の保有制限

保有制限額 24,376千円

遊休財産の金額

40,512千円(資産合計)

- {6,008千円(教育事業資金) + 2,051千円(建物附属設備・備品の50%)}

- {29,429千円(負債) - 9,495千円(長期借入金の50%)} = 12,459千円

**結果** → 保有制限額以下で適合